

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和元年度 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務（名古屋国道）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 五十川 泰史 名古屋市瑞穂区鍵田町２－３０
契約締結日	令和 １年１１月１５日
契約の相手方の氏名及び住所	中間貯蔵・環境安全事業（株） 北九州市若松区響町１－６２－２４
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ ９，０８２，３０４－
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ ９，０８２，３０４－
随意契約によることとした理由	高濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）廃棄物を保管する事業者は、ＰＣＢ廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「ＰＣＢ特措法」という。）の規定より、令和３年３月３１日までに処理することが義務づけられている（特措法第１０条、施行令第６条）。 環境省は、ＰＣＢ特措法第６条第１項に基づき、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画を定めており、ＰＣＢ廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）でしか処理することができない。また、愛知県に保管されている高濃度ＰＣＢ廃棄物（安定器及び汚染物等）については、北九州事業所にて処理することが定められており、競争性がない。 処理料金も全国一律で、安定器等・汚染物の料金は処理廃棄物の容器１缶毎の重量により設定されている。 上記理由により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州ＰＣＢ処理事業所と随意契約を結ぶものである。
備考	